

共生・公正・創造



東日本タイムズ号外

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~JRTU-HWU/>

ジェイアール東日本労働組合
 〒108-0014 東京都港区芝5丁目33番36号
 TEL(NTT)03-3453-2107 (JR)057-2290
 発行者/今井 伸 編集者/平 憲治

民主化の声・声・声...

【その40】 2006.3.6

東労組は、負ける裁判の引き延ばしに躍起か！

東労組機関紙「緑の風2月1日号」によると、いわゆる浦和電車区事件第42回公判（1月19日）で裁判長交替に伴う更新手続きをしたようだ。同紙によると、『小池裁判長は、3人目の裁判長として第1回公判からこれまでの裁判経過を読み上げました。前任の安井裁判長の時の更新手続きでは、早口で読み上げたため後藤先生が怒った事を思い出しました。小池裁判長はゆっくりだが、内容をはしょったと思う。今後の裁判で要注意である』と、書いてある。

裁判官交代に伴う「公判手続きの更新」は、刑事訴訟法315条に定められており当然であるが、過去に興味深いエピソードがある。2004年8月の第22回公判で、裁判長が冒頭、被告側の意見陳述を求めた時に、弁護側から異議があり次のやりとりをしている。裁判長が証拠要旨の朗読をしている最中に、弁護側から突然発言があり、次のやりとりをしている。

（弁護人）裁判長の朗読は、低くて早口である （裁判長）充分だと考える

（弁護人）書き留めることができない （裁判長）このペースで読ませてもらう

（弁護人）私は故意に時間を延ばしているのではない （裁判長）続けます

このやりとりで約数分間中断した。「時間を延ばしているわけではない」と言っているが、時間稼ぎそのものである。このあとの録音テープの再生も弁護側から求められたものであり、約1時間45分を費やした。

また、同年9月の第23回公判で、7人の被告本人とそれぞれの主任弁護士による書面朗読の意見陳述が延々と続けられ、その内容もいままでの繰り返しと、検察側の起訴状や冒頭陳述に対する反論であった。裁判長は、「予定の時刻をとくに過ぎている。これではウエハラ被告の主尋問に入れぬ。弁護人は要点だけ述べるように」と注意を喚起した。ところが弁護人が、「更新手続きを厳格にやっている。裁判長は裁判の迅速化だけが目的か。裁判軽視である」と唐突な発言をし、裁判長は、「適正かつ迅速な裁判をやっている」と切り返し裁判は続行された。その後も弁護人側は、直接審議を補うため時間を要していると前置きしながら、弁護側の苦しい必死の反論が続けられた。内容は一面提示法そのものであり、そこには焦りさえ見て取れる。さらに、東労組のホームページ「JR浦和電車区事件第42回公判報告」には、『公判手続きの更新にはどのような意味があるのか？』と題して次のように書いてある。

それぞれの裁判長の心証は、新裁判長には引き継がれないため、当時の状況を正しく判断してもらうためにも「公判手続きの更新」は重要な意味を持つのです。裁判長の交代がなければ、今年中に第一審判決が出される予定でした。事件発生から、はや3年が経過し、7名も被告人としての年明けを4回迎えるという厳しい状況にあります。

裁判長の心証は、過去の更新手続きによって結果的に悪くなっているのではないかと。次回3月17日は、弁護側が意見陳述をするらしい。勝利が間違いないというのなら、なぜ延ばすのか。どうせ負ける裁判の引き延ばし戦術に過ぎないことは、裁判の経緯を見れば明らかである。

民主化の声・声・声・・・（続く）